

第2回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成29年7月26日(水) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第1号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第2号 | 農地等の利用状況の報告等について |
| 日程第 5 | 報第3号 | 地籍調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第 6 | 議第9号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 7 | 議第10号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第11号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第12号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第13号 | 現況農地でないものの証明願いに意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第14号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山齊、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田勝、森山護、伊藤善明、下田初秋、道上修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

なし

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：小笠原茂、書記：山腰勝也、木戸脇良昭、尾形博司
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、林務課長：長谷川雅樹、畜産課長：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第2回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は、19名全員であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>今朝ほど、家の田んぼを見に行ったら、稲の幼穂が膨らみはじめ、来週にも出穂しそうな感じでした。品種は「ひだほまれ」です。また、今年はカメムシの号外が出ていまして、防除が必要です。最近、ヘリ防除も増加しつつありまして、自分も国府のヘリを頼む事がありますが、考え方によっては、自分で粒剤を買ってきて自分で散布するよりは、安くつくような気がします。</p> <p>本日は、第2回の農業委員会ということですが、前回は選挙や委嘱状交付が主でしたので実際は今日が初めての審議ということになります。慎重な審議をお願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>

議 長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 3番 丸山委員と、4番 岩本委員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第1号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小笠原 農地主事 今回は53法人のうち6法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上6件について報告いたします。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第2号 農地等の利用状況報告について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小笠原 今回は9件の報告となります

農地主事	<p>農地法施行規則第19条で、解除条件付貸借の許可を受けたものは事業年終了後3カ月以内に農業委員会に報告し、継続的・安定的に農業経営が行われることを確認するものです。</p> <p>報告内容は、名称・住所・借入面積・栽培面積・生産数量・反収・周辺農地の農業上の利用に及ぼす影響・地域における他の農業者との役割分担状況（草刈り・水管理・獣害防止柵など）・常時従事する役職名・従事日数となっています。</p> <p>（資料により、上記報告内容、役割分担についての補足、現地確認の旨を説明）</p> <p>以上9件について報告いたします。</p>
議長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第5 報第3号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
山腰書記	<p>地籍調査の成果により地目変更があったもののうち農地に係る案件の報告になり、従前の筆数は53筆です。</p> <p>（調査前の土地の表示及び調査後の土地の表示の見方、うち農地の筆数、面積を説明）</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第6 議第9号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸脇書記	<p>今回は、7件の上程です。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>（各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつ</p>

ては存続期間を説明)

以上、7件、田畑9筆 5,739㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第7議第10号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇記 今回は、2件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

2番は、一時転用案件ですが、既に工事に着手していることから無断転用として事業中止の指導を行い、今回正規な申請手続きをするものです。

以上、2件、田畑2筆 1,089㎡についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第11号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇 本日は9件の上程です。

書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、9件、田畑26筆 4,498.46㎡についてご審議をお願いしますが、先の5番案件について、補足説明をさせていただきます。

小笠原 5番については、隣接者から意見書が提出されております。

農地主事 隣接者は園芸業及び農業を営んでおり、自宅敷地に井戸を掘り、それを利用し灌水しています。転用により井戸水の枯渇の可能性が危惧されるために、申請者へ文書での補償確約をされていますが、申請者においては設計段階であり書面による確約は現段階では出来ないことから承諾がない状態となっています。

県等の通知によると、隣地承諾の添付は不要とされ、その場合被害防除にむけた措置が講じられているかを踏まえ判断するものとされています。申請書には被害防止施設の措置は行う旨の記載はありますが、井戸の枯渇が建築物の起因によるものかは不明であることから書面の提出には応じていない状況です。

また、別途まちづくり条例の手続きも必要で、隣接の承諾書または同意書が必要とされていますが、現段階では添付が無いことからまちづくりの手続きを見ながら継続審議とするか、農地法的には問題がないため許可相当とするかの判断になるかと思えます。

議 長 今の説明では、農地法的には許可が出せるがまちづくり条例では承諾書が必要になるということか。

小 笠 原 まちづくり条例でも、承諾書が必ず必要とはされておらず協力を農地主事 求めるものとしております。

議 長 先の説明でもありますが、被害防除等の内容に対して申請者への再確認を行うとともに、まちづくり条例の手続きを見ながら判断するものとし、継続審議案件としたいと思いますがいかがでしょう。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については5番以外について許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第12号 [農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件](#)について を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇 今回は、1件の上程となります。
書 記 (下線表示している計画の変更内容を説明)
(その他の説明)
この案件は、過去の転用許可に係る競売物件の落札に伴うもので事業計画変更としての申請です。
以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第13号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書記

今回は1件の上程です。
非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。
(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)
以上1件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第11 議第14号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形 書記

本日は3件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別と存続期間及び新規の旨を説明)
以上、田3筆 2,603 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議長 それではこれもちまして、**第2回**高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

丸山 齊 委員

岩本 洋子 委員
